

地方版総合戦略の位置づけ（まち・ひと・しごと創生法の概要）

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと
創生本部
（第11条～第20条）

本部長：
内閣総理大臣
副本部長：
内閣官房長官
まち・ひと・しごと
創生担当大臣
本部員：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

実施状況の
総合的な検証

まち・ひと・しごと創生
総合戦略（閣議決定）
（第8条）

内容：まち・ひと・しごと
創生に関する目標や施策
に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通
しを踏まえるとともに、
客観的指標を設定

勘案

勘案

都道府県まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第9条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第10条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

※令和6年10月11日付けで「新しい地方経済・生活環境創生本部事務局」が設置。

地方版総合戦略の策定（改訂）について

- まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方公共団体は、国の「総合戦略」を勘案し、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するよう努めなければならないとされている。
- 令和4年12月、国において、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和5年度～9年度）を策定。地方公共団体においては、地域それぞれが抱える社会課題等を踏まえ、総合戦略を勘案し、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築するなど、地方版総合戦略を改訂するよう努めていただいている。
- 昨年（令和6年）10月に、「新しい地方経済・生活環境創生本部」を設置し、同年12月24日には、「地方創生2.0の『基本的な考え方』」を決定したところ。今後も、国からの情報提供等を参考にしていきたい。

（参考）策定（改訂）に関する質問について

地方版総合戦略の名称はどうすればよいか

地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（抄）（P8）

3-1 地方版総合戦略の名称

地方版総合戦略の名称については、2-2で記載した推進組織等における議論を踏まえ、地域の実情に応じた名称を設定することが適切です（以下略）

現在の総合戦略の期間を延長してよいか

地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（抄）（P8）

3-2 地方版総合戦略の期間

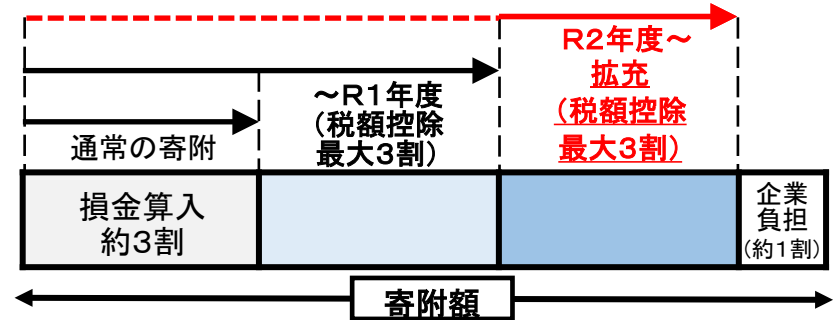
国の総合戦略の期間が令和5年度～令和9年度の5か年となっていることから、地方版総合戦略の期間も国の総合戦略の期間を勘案して設定するよう努めてください。ただし、地域の実情に応じた期間を設定することも差し支えありません。

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
 - ※ 地方公共団体のホームページ・広報誌等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た地方公共団体との契約などは問題ありません。(Q&A等参照)
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
 - ※ 以下の地方公共団体は対象外。
 - ①不交付団体である東京都
 - ②不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

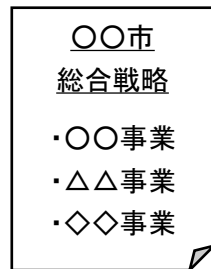


例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

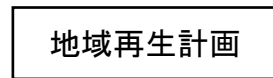
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

- ①地方公共団体が
地方版総合戦略を策定



- ②①の地方版総合戦略を
基に、地方公共団体が
地域再生計画を作成



- ④寄附



企業

- ⑤税額控除

企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)



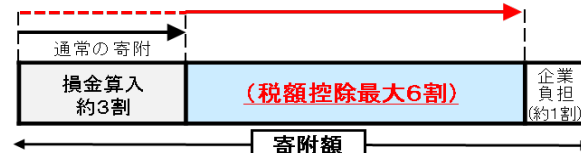
国
(法人税)

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキーム



(参考) 企業版ふるさと納税



(例) 1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減

企業版ふるさと納税（人材派遣型）とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、**当該企業の人材が**、寄附活用事業に従事する**地方公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合をいう**

地方公共団体のメリット

- **専門的知識・ノウハウを有する人材**が、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に**人件費を負担することなく、人材を受け入れる**ことができる
- **関係人口の創出・拡大**も期待できる

企業のメリット

- 派遣した人材の**人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減**を受けることができる
- 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、**企業のノウハウの活用による地域貢献**がしやすくなる
- **人材育成の機会**として活用することができる

○ 活用にあたっての留意事項

- ・ 地方公共団体は寄附企業の**人材を受け入れること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにすること**により透明性を確保
- ・ 寄附企業への**経済的利益供与の禁止や、地域再生計画に記載する効果検証の実施**に留意 など

活用実績（令和6年4月1日時点）

- ・派遣者 **157名**
- ・活用団体 **119団体**

※内閣府の調査結果による
※派遣者、活用団体は延べ数

- 令和5年度の寄附実績は、令和2年度税制改正による税額控除割合の引上げ等もあり、前年度に引き続き **金額・件数ともに大きく増加**（金額は前年比約**1.4倍**の**470.0億円**、件数は約**1.7倍**の**14,022件**）
- 一層の活用促進に向け、引き続き**関係府省とも連携し、企業と地方公共団体とのマッチング会を開催**するとともに、寄附の獲得に向けた**企業への訴求力・提案力の強化を図るための研修会等**を実施

区分	H28年度 (初年度)	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度 (税制改正の 施行)	R3年度	R4年度	R5年度	合計
寄附額 (対前年度増加率)	7.5億円	23.6億円 (+215%)	34.8億円 (+48%)	33.8億円 (△3%)	110.1億円 (+226%)	225.7億円 (+105%)	341.1億円 (+51%)	470.0億円 (+38%)	1,246.5億円
寄附件数 (対前年度増加率)	517件	1,254件 (+143%)	1,359件 (+8%)	1,327件 (△2%)	2,249件 (+69%)	4,922件 (+119%)	8,390件 (+70%)	14,022件 (+67%)	34,040件

※寄附額については、端数処理しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

寄附総額と寄附件数の推移



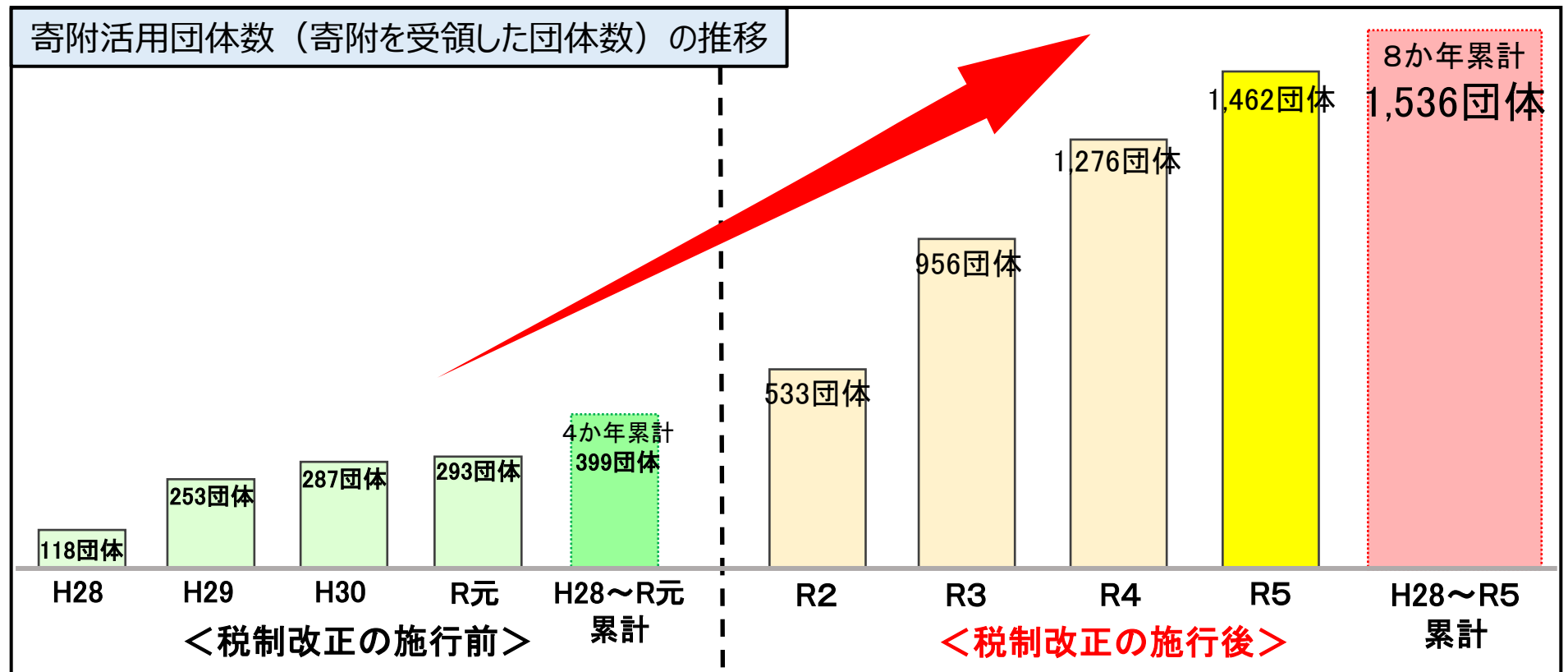
令和4年度と比較した寄附の動向

寄附企業数の増加(裾野の拡大)：寄附企業数は約1.6倍に増加し、7,680社。

	R4年度	R5年度	増加率
寄附企業数	4,663社	7,680社	1.6倍

活用団体の増加：寄附活用団体数は約1.1倍に増加し、1,462団体
制度開始から8か年(H28～R5)で、**累計(※)1,536団体**が寄附を活用

(※) 制度開始から8か年の間に1回以上寄附を受領した地方公共団体の数



活用促進に向けた国の取組 一企業と地方公共団体とのマッチング会一

- 内閣府では、我が国におけるSDGsの国内実施を促進し、より一層の地方創生につなげることを目的に、官民連携の場として、2018年8月31日に「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」を設置。
会員からのテーマ提案に基づき分科会を設置。(2024年9月時点:20分科会)



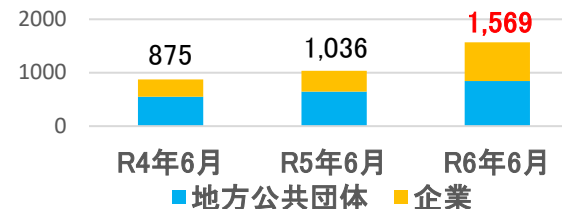
- 地方公共団体における地方創生の取組の多くは、持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも寄与。
- 特に、企業版ふるさと納税の活用事例は、「17 パートナリシップで目標を達成しよう」に通じるもの。

企業版ふるさと納税 分科会 (企業726団体、地方公共団体843団体 ※R6.6時点)

課 題

- SDGs関連事業に取り組む企業が企業版ふるさと納税を活用するメリットの周知。
- SDGs関連事業を通じた地方公共団体と企業とのマッチングの機会の創出。

分科会会員数の推移



○2023年度開催実績(合計6回開催)

- 第1回: 7月 4日 (WEB開催) 自治体164団体、企業 77団体
- 第2回: 8月31日 (WEB開催) 自治体123団体、企業 29団体
- 第3回: 10月26日 (WEB開催) 自治体 78団体、企業 33団体
- 第4回: 12月19日 (WEB開催) 自治体 73団体、企業 22団体
- 第5回: 1月24日 (WEB開催) 自治体 66団体、企業 10団体
- 第6回: 2月29日 (WEB開催) 自治体 37団体、企業 17団体

・メインテーマを設定(①スタートアップ支援(起業支援を含む)、②脱炭素社会の実現(環境保全・エネルギーを含む)、③企業版ふるさと納税(人材派遣型)の活用))

・寄附意向のある企業等からのプレゼンテーションを実施

・メインテーマを設定(①国土強靱化、社会インフラ整備(防災・まちづくりを含む)、②デジタルの力を活用した地域社会の課題解決(サテライトオフィスの整備等を含む))

・メインテーマを設定(①教育・子育て支援、②観光・交流)

・メインテーマを設定(①企業誘致・起業支援、②人材育成)

・メインテーマを設定せず、様々な事業分野のプレゼンテーションを実施

○2024年度(合計6回開催予定)

- 第1回: 6月11日 (WEB開催) 自治体115団体、企業 35団体
- 第2回: 7月23日 (WEB開催) 自治体 83団体、企業 14団体
- 第3回: 9月25日 (実地開催) 自治体 31団体、企業 56団体
- 第4回: 10月31日 (WEB開催) 自治体 83団体、企業 26団体
- 第5回: 11月21日 (WEB開催) 自治体 53団体、企業 26団体

・メインテーマを設定(能登半島地震にて被害のあった北陸地域を中心とした地方公共団体による寄附募集)

・寄附意向のある企業等からのプレゼンテーションを実施

・企業と地方公共団体との更なる連携の促進を目的に、対面形式で実施

・メインテーマを設定(①農林水産業、②観光交流、③サーキュラーエコノミー(食品ロス含む))

・メインテーマを設定(①スタートアップ支援、②デジタルの力を活用した地域社会の課題解決(サテライトオフィスの整備等を含む))

・2024年度においても、**6回程度開催予定**。第6回は**2月20日(木)**にオンラインで開催予定。

令和6年度大臣表彰受賞団体：地方公共団体部門

北海道札幌市

寄附実績：12,000千円

- 障がいのある方がDX人材として将来にわたり活躍できるよう、リスキリング（職業能力の再開発）を実施し、札幌市における障がい者のDX人材育成を目的とする事業。札幌市内の一般企業に在籍する障がい者従業員を対象に、“プログラミング”や“デザイン”等の高度なICTスキルを獲得する「障がい者DXリスキリング講座」を実施。
- 寄附者の障がい者就労に関する課題意識等、事業構想段階から意見交換を重ねて実施。**寄附企業の持つノウハウを活かしつつ、行政が関係団体との合意形成を進めており、寄附を契機として地域の障がい者DX人材の育成体制が構築されている。**



事業HP(講座の応募が可能)

青森県弘前市

寄附実績：10,000千円

- 弘前市の農業課題である繁忙期の労働力不足の解決に向けて、その一助となる援農ボランティアツアーを実施。ツアーでは、全国からりんご収穫ボランティアの参加者を募り、弘前市内のりんご農家のもとでの1日従事に加え、ツアーの前後に観光滞在できるよう宿泊助成を行うことで農業振興や観光振興、関係人口の増加を図っている。
- 令和5年度に初めて本事業を実施。定員300名で募集を行ったところ早々に定員に達し、最終的に282名が参加。**参加者のうち約7割（196名）が青森県外からの参加であり、労働力不足解決の一助になったほか、170名程度が弘前市に宿泊するなど観光振興にも寄与している。**



援農ボランティアツアーの様子

令和6年度大臣表彰受賞団体：地方公共団体部門

秋田県秋田市

寄附実績：89,057千円

- 「未来創造人材育成・映像プロモーション事業」の一環として、クリエイターの発掘・育成をめざす「MIRRORLIAR FILMS PROJECT」との連携による地方創生プロジェクトを展開。
- プロジェクトはもちろん、寄附企業や市民が連携して取組を支え、市内6大学から40名の学生が一流のクリエイターと出会い、**短編映画の制作を通じてまちを知り、まちで夢に挑戦できる体験をしたことでまちへの誇りと愛着を育むことにつながっている。**
- 制作した映像作品の公開や国際的な映画祭への出品、制作過程のPRなどを通じ、「若者の挑戦を応援するまち」というメッセージを広く発信している。



映像制作に挑戦する学生たち

島根県江津市

寄附実績：68,500千円

- 首都圏のメディア(テレビ東京)と連携したシティプロモーションの取組みとして、「菰沢(こもさわ)公園」の目的地としての更なる魅力化を目指す新たなコンセプトづくり及びJR山陰本線「波子(はし)駅」の無人駅の新しい活用策としてのクラフトビール醸造施設の誘致という2施設のリブランディング事業を実施した。
- 多様な民間企業との繋がりを有する大手メディアと連携することによって、**広報面での効果に加え、寄附企業との信頼関係構築の迅速化や新規寄附企業との出会い創出にもつながっている。**



地域・企業と連携した波子駅の事業

令和6年度大臣表彰受賞団体：企業部門

エア・ウォーター北海道株式会社

寄附実績：113,350千円 寄附先：北海道内18団体

- 創業地である北海道の地域活性化のため、北海道の自治体向け寄附支援制度「ふるさと応援H（英知）プログラム」を創設。道内179市町村を対象に、グループの成長軸である「地球環境」や「ウェルネス」の観点を含め、様々な社会課題の解決に貢献する事業を公募・選定の上、寄附による取組支援を実施。
- 専用ホームページを開設するとともに、北海道庁と連携した発表会の実施、市町村への周知等、官民がしっかりと意思疎通をしたうえでの取組となっていることに加え、プログラム公募要項の作成にあたっては、小規模事業や複数市町村による共同事業など、多様な取組が応募できるよう構築されている。



株式会社トリドールホールディングス

寄附実績：70,000千円 寄附先：香川県丸亀市

- 人口減少と高齢化の進行が著しい離島の振興に寄附を活用。地域活性化と関係人口創出の取組を実施。島の切符売場兼待合施設を、オープンテラス、地元物産販売コーナー、飲食が提供できる厨房を備えた島の地域活性化のための施設としてリニューアルし、施設は地元住民と島外の人の交流拠点となっている。
- 社員の移住をきっかけにプロジェクトを企画・推進し、島を拠点とする地域活性化に取り組むとともに、居住地を社員研修の場として全国から多くの社員が訪れるなど、新たな人の流れが生まれている。



株式会社龍角散

寄附実績：57,340千円 寄附先：秋田県八峰町 他

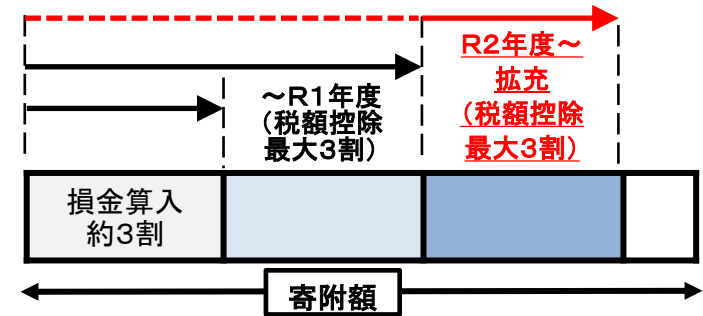
- 調達量の大半を外国からの輸入に依存している生薬の国産化に向け、（公社）東京生薬協会と（国研）医薬基盤・健康・栄養研究所、栽培地となる自治体と協力をし、寄附により、生産者となる農家の支援を図っている。
- 寄附による支援にとどまらず、収穫後の生薬原料の出荷に際して、乾燥調製作業の民営化体制を構築することで雇用創出につなげているほか、生薬規格外品を活用した特産品開発や町内飲食店による薬膳料理メニュー開発の支援、小中学校や農業高校等の収穫体験を受け入れる等、地域活性化につながる様々な取組が実施されている。



令和7年度税制改正要望 – 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長 –

現行制度

- 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和6年度までの間、法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）に係る税額控除の措置が講じられている。
- 令和2年度より、税の軽減効果は寄附額の最大約9割となっており、各税目ごとの控除上限額は以下のとおり。
 - ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）
 - ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
 - ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）



要望の背景

- 企業版ふるさと納税は、令和2年度税制改正において適用期限の延長や税の軽減効果の拡充等を実施したことにより、寄附実績が大幅に増加（令和元年度33.8億円→令和5年度470.0億円）するとともに、本税制を活用したことのある地方公共団体数も平成28年度～令和5年度までの累計で1,536団体になり、多くの団体において活用されている
- また、企業や地方公共団体から本税制の令和7年度以降の延長を求める声が多数寄せられているところ
- 「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)」(令和5年12月26日閣議決定)において、地方と企業のつながりを生み出す効果的な取組である本税制の更なる活用を図ることによって地方への資金や人材の還流を促進することとしている
- 一方、寄附活用事業において、契約手続の公正性等に問題があると認め、認定地域再生計画の取消しを行う事案が生じたため、当該事案及び、実態調査の結果等を踏まえ、必要な改善策について検討

制度の健全な発展を図りつつ、地方創生2.0の趣旨を踏まえ、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れの継続を着実なものとする必要がある

要望結果

制度改善策(別紙参照)を講じることを前提に、税額控除の特例措置を3年間(令和9年度まで)延長する

制度改善策のポイント

◆ 寄附活用事業の実施に当たり、地方公共団体におけるチェック機能の強化

☑事業の実施に当たり留意すべき事項のチェックリストを導入し、各実施段階でチェックを行う

- ・事業の各段階において、一定の場合(※1)に、国に提出を求める
- ・寄附を受領した全団体に対して、実施報告と併せて各会計年度終了後に提出を求める

(※1) 寄附受領時に寄附活用事業の歳出予算が議決前である場合 等

◆ 寄附活用事業の実施状況の透明化

☑契約手続等において、一定の場合(※2)、国への実施報告を義務付け、寄附法人名を公表(※3)

☑寄附活用事業の発注先(※4)を地方公共団体において公表

(※2) 寄附法人・関係会社が、競争入札において一者応札で受託した場合 等

(※3) 寄附法人が非公表を希望する場合は、地方公共団体において、第三者を含む審議会等により非公表とする理由の確認を行った上で、国へ報告し、国はその理由を公表する

(※4) 競争入札・随意契約(ただし少額の場合を除く)に限る

◆ 地域再生計画の認定取消しを受けた場合の再申請に係る欠格期間(2年間)の創設

◆ Q & Aにおいて、寄附法人・関係会社が再委託先となる場合の留意点を明記